

平成 27 年 8 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・オー・データ機器
代表者名 代表取締役社長 細 野 昭 雄
(J A S D A Q ・ コード 6 9 1 6)
問 合 せ 先
役職・氏名 社長室 室長 真 田 秀 樹
電 話 番 号 0 7 6 - 2 6 0 - 3 3 7 7

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 9 月 25 日開催予定の第 40 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに取締役および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案のとおり第27条および第35条を変更するものであります。

なお、現行定款第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 27 年 9 月 25 日
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 9 月 25 日

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条 (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>(新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第27条 (取締役の責任の一部免除)</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第35条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>(新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第35条 (監査役の一部免除)</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>